

## 新文化会館建設に関する第三者調査・検証専門委員による調査・検証実施要項

## 1 委員設置の概要

- (1) 目的 第三者による新文化会館建設に関する調査・検証
- (2) 名称 新文化会館建設に関する第三者調査・検証委員
- (3) 設置 地方自治法第174条の規定に基づき、市の規則で3名の専門委員（独任制・非常勤）及び専門委員の意見連絡のための会議を設置する。  
委員は専門の学識経験を有する者の中から、市長が選任する。委員は市長の委託を受け、その権限に属する事務に関し必要な事項を調査する。

## 2 調査・検証事項

次の事項について調査・検証を委託する。

- (1) 新文化会館建設計画の経緯に関すること。
- (2) 新文化会館建設工事費及び契約の経過に関すること。
- (3) 新文化会館の工事仕上がりに関すること。

## 3 調査・検証の進め方

## (1) 進め方の説明

調査・検証の進め方、スケジュールについて、委員の意見を踏まえて決定する。

## (2) 全体概要の把握

新文化会館建設計画策定の経緯、工事の経過等の概要について、事務局から委員に対して説明を行う。

## (3) 諮問、調査・検証事項の把握・整理

調査・検証事項について各委員に諮問する。調査・検証の具体的事項については、各委員において決定する。

## (4) 調査

事務局において新文化会館建設に関する各種資料（決裁文書等）を各課から収集し、資料目録を作成する。各委員は、資料目録により調査に必要となる資料を特定し、資料の写しを取得し、必要な調査を行う。また、必要に応じて関係職員等から聞き取りを行う。

## (5) 事実認定

評価・検証の前提として、どのような手続を経て意思決定がなされたか等の事実を確定させる（事実認定）。

#### (6) 検証・評価

認定した事実について、各委員が検証し、評価する。また、今後の業務遂行の改善に資すると思われる事項がある場合は、提言として加える。

#### (7) 答申

各委員それぞれが調査・検証の結果について報告書としてまとめ、市長に答申する。

### 4 スケジュール

(1) 専門委員の選任 (5月)

(2) 諮問 (5月)

(3) 調査 (~8月)

(4) 検証・評価 (9月目途)

(5) 答申 (9月目途)

### 5 報酬等

(1) 連絡会議出席報酬 1時間当たり1万円

連絡会議回数 3回 (4月・6月・8月) × 約3時間 × 1万円 = 9万円

(2) 調査聴き取り作業報酬 1時間当たり1万円

調査聴き取り回数 2回程度を想定 × 約3時間 × 1万円 = 6万円

(3) 検証・評価作業 (報告書作成含む) 1時間当たり1万円

作業30時間程度を想定 × 1万円 = 30万円

(4) 会議出席・聴き取りのための旅費 実費を支弁

### 6 連絡会議の公開に関する考え方

連絡会議は、原則非公開とする。ただし、連絡会議に出席した委員の合意により、会議の全部または一部の公開や、事後に会議概要を公表することができるものとする。

### 7 委員候補者

3名 (弁護士、行政法の専門家、建築設計の専門家)